鶴田町水道料金の改定を見送ります

令和3年「広報つるた4月号」でお知らせした、令和4年4月1日からの水道基本料金の1割程度値上げ予定について、昨今の新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、料金改定を見送ることとなりました。

改定については、津軽広域水道企業団からの受水費用（水の購入費）の値上がりおよび、老朽管取替工事の必要性もあるため、今後の水道事業の運営動向を見極め、再度検討する予定となっております。

水道事業をご利用されている皆さまには、ご理解とご協力をお願いいたします。

■問い合わせ先
建設整備課　上下水道班
（内線281～284）

被害者支援活動員第11期生募集

あおもり被害者支援センターは、犯罪・交通事故により被害を受けた方やそのご家族・ご遺族に、電話・面接相談や直接的支援などの支援を行う民間の団体です。

支援活動はボランティアの方々によって行われています。現在、支援活動員を募集しております。養成講座は4月から概ね1年間で、毎月1回程度実施します。

▽募集期間
令和4年1月～3月31日

※募集要項等は、役場に設置しているほか、ホームページ（http://www.aomori-vs.com）からもダウンロードできます。

■問い合わせ先
あおもり被害者支援センター事務局
TEL 017（718）2085

女性のための女性司法書士による無料法律相談会（電話）

相続・成年後見・借金問題・家族間の問題等法律に関するお悩みを抱えた女性のために、女性司法書士が無料で相談に応じます。

法律家に相談しにくかった皆さま、女性なら聞いてもらえる、話せる、と思っておられる皆さま、ぜひこの機会をご利用ください。

▽相談日時
令和4年3月5日（土）
午前10時～午後4時

▽電話番号
TEL 017（752）0440
（当日のみの専用の番号です）

▽主催
青森県司法書士会

▽相談員
女性司法書士

※電話相談の際の通話料はご負担いただきます

※相談は無料ですが、具体的な手続きが必要な場合には、別途費用がかかりますので、相談員にご確認ください。

■問い合わせ先
青森県司法書士会
TEL 017（776）8398

不動産取得税の軽減制度をご紹介

○不動産取得税とは

家屋を新築・増改築したとき、土地や家屋を売買・贈与・交換などで取得したときに一度だけ課税される県の税金です。

○軽減制度について

住宅用の土地を取得した日から3年以内に、その土地の上に、床面積が50㎡以上240㎡以下の住宅（「特例適用住宅」という）が新築された場合には、土地の取得に係る不動産取得税が軽減されます。

なお、この軽減制度を受けるためには申告が必要です。また、この他にも不動産取得税の軽減制度がありますので、詳しくは、お問い合わせいただくか、県ホームページをご覧ください。

■問い合わせ先
西北地域県民局　県税部課税課
TEL 0173（34）2111

「解決の糸口を見つけに行こう！」相談会

市町村と連携して生活再建相

2月の町税等納期

○上下水道料金 2月分　【2/21(月)】
○町営住宅使用料 2月分　【2/25(金)】
○後期高齢者医療保険料 8期　【2/28(月)】

※【　】納期限日

口座振替を利用していない方は、手続き簡単で便利な口座振替のご利用をご検討ください。

マイナンバーカード休日窓口

毎月第2・4土曜日に休日窓口を開設し、マイナンバーカードの交付（前日の午後5時までに電話予約が必要）や申請に必要な顔写真の無料撮影・申請補助を行います。

3月の開設日は次のとおりです。
■期　日　3月12日（土）、26日（土）
■時　間　午前9時～正午
■場　所　町民生活課窓口

行政・人権相談

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、3月の行政・人権相談は中止となりました。ご理解とご協力をお願いいたします。

・**みんなの人権110番** 0570-003-110
・**子どもの人権110番** 0120-007-110
・**女性の人権ホットライン** 0570-070-810

談事業を行っている消費者信用生活協同組合による無料相談会です。専門のスタッフや弁護士がお金や暮らしに関する悩みなどについて、丁寧に聴き取りし、一緒に解決の糸口を見つけます。

▽実施日時
令和４年３月５日（土）
午前10時～午後４時

▽場所
弘前市民文化交流館
（ヒロロ３Ｆ　多世代交流室）

▽対象の相談
①お金の問題
（多重債務問題など）
②遺産相続
③不動産売買
④税金等公共料金の滞納
⑤ＤＶ・離婚問題
⑥その他の暮らしに関する悩み事

▽相談料
無料

※事前の予約が必要です

■問い合わせ・予約先
信用生協　弘前事務所
ＴＥＬ ０１２０（102）３５４

ハラスメント対応特別相談窓口の開設

パワーハラスメント（パワハラ）、セクシュアルハラスメント（セクハラ）などのハラスメント対応のための特別相談窓口が青森労働局に設置されました。

働く人、企業の担当者、就職活動中の学生、どなたでもご相談ください。相談は無料です。匿名での相談も可能。プライバシーは厳守します。

【青森労働局ハラスメント対応特別相談窓口】
開設期間：令和３年12月１日～令和４年３月31日
ＴＥＬ ０１７（734）４２１１
■記事に関する問い合わせ先
五所川原労働基準監督署
労働時間相談・支援班
ＴＥＬ ０１７３（35）２３０９

通信指令センターの共同運用について

弘前地区・五所川原地区・鰺ヶ沢地区の各消防事務組合は、１１９番通報を受ける消防通信指令業務を令和８年度から共同運用することで、令和４年１月17日（月）弘前市の東消防署で「弘前・西北五地域消防通信指令事務共同運用」に関する覚書を締結しました。

今後は、住民サービスの向上や財政上の効果および消防力の強化を目的とし、法定協議会を立ち上げ、令和８年度の共同消防指令センター運用開始に向けて費用分担や運用方法等について協議を進めていきます。

五所川原消防本部　指令課より

乳幼児健康診査

場所：町保健福祉センター「鶴遊館」

乳幼児健康診査について

新型コロナウイルス感染症対策のため、以下の乳幼児健診については対象となる方に、個別にご連絡いたします。

【４か月児健康診査】
・月　日　３月２日（水）
・対　象　令和３年10月生
【10か月児健康診査】
・月　日　３月２日（水）
・対　象　令和３年４月生
【７か月児健康相談】
・月　日　３月３日（木）
・対　象　令和３年７月生
【１歳６か月児健康診査】
・月　日　３月23日（水）
・対　象　令和２年７～８月生

新型コロナウイルス感染症について

町民の皆さま方には、感染防止対策にご協力いただきありがとうございます。

－県知事メッセージの内容－

●感染リスクに対する警戒レベルをさらに引き上げ、基本的な感染防止対策の徹底を継続しましょう
●不要不急の外出はできるだけ控えましょう
●風邪症状などがあり、体調がすぐれない方は、登校・出勤等を控え、速やかにかかりつけ医等に相談しましょう

◎オミクロン株は、感染拡大の速度が非常に速く、密集・密閉・密接への対策を１つでも欠くと、感染する危険性が高くなります
◎お互いを守り合う気持ちで、引き続き、ご理解とご協力をお願いいたします

【発熱などの症状がある方】
・まずは、かかりつけ医に電話相談
・かかりつけ医がいない場合
県コールセンターに電話相談
TEL：0120-123-801
【感染について心配な方】
・厚生労働省電話相談窓口
TEL：0120-565653
・受診・相談センター
（五所川原保健所）
TEL：0173-34-2108
【健康面・予防方法について心配な方】
・県コールセンター
TEL：0120-123-801
・役場　健康保健課
TEL：22-2111

■問い合わせ・申込先
健康保険課 健康長寿班
（内線131、132、133、136）

【有料広告】

未来を拓く　りんご専門の産地市場
㈱津軽りんご市場
〒038-3684　北津軽郡板柳町大字三千石字二潟21-3
TEL 0172(72)1211　FAX 0172(72)1229
ホームページ　https://tsugaruringo.jp/

申請が必要です！

申請がお済みでない方は
お早めに申請してください！

給付金等の申請はお済みですか？

「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）」

1.支給対象者

令和3年3月31日時点で18歳未満の児童（平成15年4月2日～令和3年3月31日生）【障害児の場合20歳未満（平成13年4月2日生以降）】を養育する父母等のうち下記のいずれかに該当する

○新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった方
○高校生以上の児童のみを養育していて、令和3年度住民税均等割が非課税の方

2.支給額

児童１人につき、5万円

「子育て世帯への臨時特別給付金」

1.支給対象者

○令和3年9月30日時点で高校生（平成15年4月2日～平成18年4月1日生）の児童のみの保護者
○所属庁から令和3年9月分の児童手当を受給している公務員

2.支給額

児童１人につき、10万円

「臨時福祉灯油購入費助成金」

1.支給対象者

○令和3年12月10日時点で鶴田町に住民登録があり、世帯員全員が令和３年度住民税均等割が非課税の世帯の世帯主
※ただし、課税されている方の扶養親族等のみで構成される世帯、社会福祉施設等入所者のみで構成される世帯、生活保護世帯、支給までの間に世帯員全員が住民登録から消除された世帯は対象となりません。

2.支給額

1世帯あたり、1万円

申請期限 令和4年2月28日（月）まで

■問い合わせ・申請先：鶴田町役場町民生活課　福祉支援班　TEL：0173-22-2111（内線161）

【有料広告】

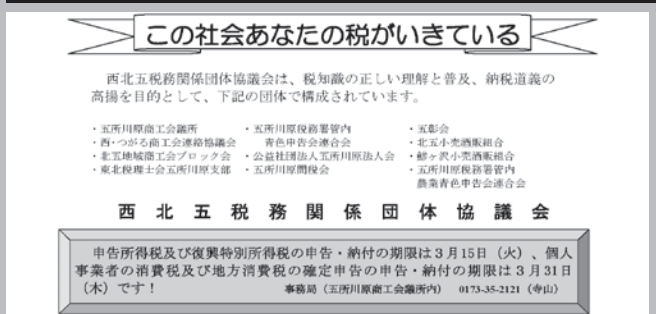

高額介護合算療養費・高額療養費（外来年間合算）支給申請のお知らせ

①高額介護合算療養費

医療保険と介護保険の自己負担額の合計が、所得区分に応じた自己負担限度額（表）を超えた場合に、その超えた額が支給されます。

ただし、超えた額が 500 円以下の場合は支給対象となりません。

☆支給対象者

国民健康保険に加入している方および後期高齢者医療制度に加入している方で医療保険と介護保険の自己負担額※の両方の支払いをした方が支給の対象となります。

世帯内に国民健康保険に加入している方および後期高齢者医療制度に加入している方が複数いる場合は、加入している保険ごとの世帯で合算します。

※自己負担額は支払った額から高額療養費や高額介護（予防）サービス費を除いた額です。

☆対象期間

令和 2 年 8 月 1 日～令和 3 年 7 月 31 日までの 1 年間です。

☆支給申請

対象となる方には、支給申請のお知らせをお送りしていますので、届いた方は鶴田町役場健康保険課の窓口へ申請してください。

●国民健康保険に加入している方

2 月下旬に鶴田町役場健康保険課から支給申請のお知らせをお送りします。

●後期高齢者医療制度に加入している方

2 月下旬に青森県後期高齢者医療広域連合から支給申請のお知らせが送付されます。

表：「所得区分に応じた自己負担限度額」

● 70 歳未満の人

所得区分	自己負担限度額
年間所得 901 万円超	212 万円
年間所得 600 万円超 901 万円以下	141 万円
年間所得 210 万円超 600 万円以下	67 万円
年間所得 210 万円以下	60 万円
住民税非課税世帯	34 万円

● 70 歳以上の人

所得区分			自己負担限度額
現役並み所得者	Ⅲ	課税所得 690 万円以上	212 万円
	Ⅱ	課税所得 380 万円以上 690 万円未満	141 万円
	Ⅰ	課税所得 145 万円以上 380 万円未満	67 万円
一　般			56 万円
低所得Ⅱ			31 万円
低所得Ⅰ			19 万円

低所得Ⅱ：世帯員全員が住民税非課税の方
低所得Ⅰ：世帯員全員が住民税非課税の方のうち、世帯員全員の各所得金額が０円の方

②高額療養費（外来年間合算）

対象期間中の外来診療の自己負担額の合計から高額療養費で支給された分を除いた額が、**144,000 円**を超える場合、越えた分を支給します。

☆支給対象者

・70 歳以上の国民健康保険に加入している方で、基準日時点（令和 3 年 7 月 31 日）の保険者証の窓口負担割合が２割の方が対象となります。
・後期高齢者医療制度に加入している方で、基準日時点（令和 3 年 7 月 31 日）の保険者証の窓口負担割合が１割の方が対象となります。

☆対象期間

令和 2 年 8 月 1 日から令和 3 年 7 月 31 日までの 1 年間です。

☆支給申請

対象となる方には、支給申請のお知らせをお送りしていますので、届いた方は鶴田町役場健康保険課の窓口へ申請してください。

●国民健康保険に加入している方

2 月下旬に鶴田町役場健康保険課から支給申請のお知らせをお送りします。

●後期高齢者医療制度に加入している方

12 月中旬に青森県後期高齢者医療広域連合から支給申請のお知らせをお送りしています。（これまでに高額療養費の支給を受けたことのある方は登録口座に支給しますので申請は不要です）

⚠注意　対象期間の途中に国民健康保険または後期高齢者医療制度に加入した方や転入してきた方は、支給対象の方でも支給申請のお知らせが届かない場合がありますので、対象になると思われる方は、担当までお問い合わせください。

■問い合わせ先：鶴田町役場　健康保険課 国保介護班　TEL：0173-22-2111（内線142・144・145）

申請書の提出が必要です！

鶴田町大学生等生活支援臨時給付金

町では、新型コロナウイルス感染症の影響により、就学の継続および学生生活の維持に不安を抱えている大学生等を支援するため臨時給付金を支給します。

申込方法 学生本人または保護者が所定の申請書に必要事項を記入・押印し、必要書類を添えて、鶴田町教育委員会学務総務班へ提出または郵送してください。

給付対象者	令和4年1月14日現在、以下の要件をすべて満たす学生 ①学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定に基づく大学、大学院、短期大学、専修学校、高等専門学校（第4学年および第5学年）のいずれかに在籍している学生 ②保護者または学生本人が鶴田町に住所を有する学生
給　付　額	50,000円（1人1回限り）
必要書類	①申請書（町ホームページからダウンロード可。鶴田町教育委員会でも配布しています） ②令和4年1月14日以降に発行された在学証明書（コピー可） ③学生の健康保険証のコピー ④申請者の本人確認書類のコピー【下記AかBを選択】 A：いずれか1つ…運転免許証、マイナンバーカード、学生証、パスポート等の顔写真が添付されたもの B：健康保険証と年金手帳の2種類 ⑤学生本人名義の通帳のコピー （金融機関・支店名、口座番号、口座名義人が確認できるもの）

申請期限 令和４年３月18日（金）必着（土日、祝日除く）

■問い合わせ先：鶴田町教育委員会　学務総務班　TEL：0173-22-2111（内線213・214）

子どもたちの登下校時の安全・安心のため

防犯カメラを設置します

児童生徒の登下校時の安全・安心を確保するため、小・中学校等の公共施設およびスクールバス停留所等に年次計画で防犯カメラを設置いたします。今年度は5カ所のスクールバス停留所に設置する予定です。

設置場所 防犯上・交通安全上の観点から設置が必要だと思われる
教育委員会所管の公共施設・スクールバス停留所　計25カ所を予定

カメラの機能
・設置する防犯カメラは、カメラと記録媒体が一体となっており、モニター監視やインターネット経由で映像を閲覧する機能はありません。
・法律等に定めがある場合等を除き、画像等の目的外利用および第三者への提供はいたしません。また、保存期間は概ね1カ月を過ぎれば古いデータから自動的に上書き消去されます。

設置に当たっての現地確認
・防犯カメラを設置する際には、設置する地区の行政推進員に現地での確認をお願いします。
・カメラを設置するに当たり、カメラアングルの関係からやむを得ずカメラに写り込むこととなる家屋等の家主さんにも確認をお願いすることがあります。

■問い合わせ先：鶴田町教育委員会　学務総務班　TEL：0173-22-2111（内線213・214）

21世紀の町の担い手たち

家族からのメッセージ

令和３年11月に出生届けがありました赤ちゃんをご紹介します。

優珠（ゆず）ちゃんへ
優しさと思いやりのある子に育ってね♥

片山 秀崇・結佳さん(桂井)

太雅（たいが）くんへ
たくましく、健康にすくすく育ってね!!♥

山中 孔明・小百合さん(あさひ町)

咲弥（さくや）くんへ
元気に生まれてきてくれてありがとう！お兄ちゃんと仲良くいっぱい笑って、すくすく育ってね♥
山田 稔・絵莉沙さん(鷹ノ尾)

旭（あさひ）くんへ
まっすぐにすくすくと健康に兄弟４人仲良く成長していきますように。
田村 光平・育子さん(中野)

早寝 早起き 朝ごはん！⑥

「朝ごはん条例」の取り組みについて、つるりんが紹介するよ！

担当：企画観光課まちづくり班（内線261）

孤独・孤立対策 新ウェブサイトを開設

名称：「あなたはひとりじゃない」
https://notalone-cas.go.jp/

新型コロナウイルスの長期化によって、孤独・孤立の問題がより一層顕在化しています。
あなたのための支援をぜひご利用ください。

内閣官房　孤独・孤立対策担当室より

「鶴田町児童育成支援金」が廃止となり「誕生祝金支給」制度が始まります

児童の健全な育成および資質の向上を図り、有用な人材を育成支援することを目的として、平成４年４月から実施しておりました「鶴田町児童育成支援金」は**令和４年４月１日**をもちまして廃止となります。
なお、**令和４年４月１日までに該当**になったお子さん（第３子以降の子）および、すでに該当になっているお子さんへの「児童育成支援金」については従来の規程通りに支給いたします。

廃止　児童育成支援金
夫婦のどちらかが鶴田町に５年以上住所を有し、第３子が出生したときに100万円を支給
（第４子以降は、１子増すごとに10万円ずつ増額して支給）

新設　誕生祝金支給
出生時にお子さんおよびその保護者が鶴田町に住所を有する場合に、
出生児１人につき10万円を支給

※「誕生祝金支給」制度は令和４年４月２日から始まりますが、令和４年４月１日生まれの第１子および第２子については、「誕生祝金支給」制度の対象となります。

詳細については、下記担当までお問い合わせください。

■問い合わせ先：鶴田町役場　町民生活課 くらしの窓口班　TEL：0173-22-2111（内線153・154）